

第1回 昭和村統合小中学校建設委員会（議事報告書）

令和5年6月6日 午後7時~午後9時

昭和村公民館 大会議室

出席者 委員 29名

事務局 4名

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

代表 東小学校学校運営協議会代表

3. あいさつ

教育長 小野 和好

村 長 堤 盛吉

議 長 片柳 悦男

あいさつの後、時計回りで各出席者（委員）が自己紹介

4. 議 事

（1） 昭和村統合小中学校建設委員会設置要綱について

- ・設置要綱は原案のとおり了承される
- ・委員長及び副委員長の選出について、委員長に堤村長が、副委員長に片柳議長が選出され了承される
- ・要綱第8条の部会について、多岐にわたる協議が必要なため、分野ごとに7部会程度設置したい
- ・公職を除く委員には報酬（2,000円/回）あり

（2） 建設委員会のスケジュールについて

（事務局説明）

- ・令和9年度の統合小中学校の開校を目指す（4か年計画）
- ・スムーズな基本設計を行うため、基本構想及び基本計画の具体的な内容等を本委員会で協議していきたい
- ・視察も実施したい

（3） 建設用地の選定について

- ・学校建設に関わる様々な法令等必要な知識を有する事業者に複数の候補地の選定を委託し、そこから委員会で最適地を決定することとした

(4) 部会の設定について

- ・スケジュール案に示す7部会について、何らかの方法で各委員の参加希望を募り、次回会議の際に割り振りを決定する

(5) その他

- ・会議資料は穴をあけて配布、ファイリングして毎回持参すること
- ・各部会の選択希望については、後日通知する

5.閉 会

資料 議事資料一式
昭和村小学校の統合に向けた検討委員会の報告書
福島建築設計事務所資料

第1回昭和村統合小中学校建設委員会 質問等

- ・ これからの教育ということを説明していただける機会がほしい
 - a : (希望として伺った。資料提供等を行っていききたい)
- ・ 小中一貫教育については村民の理解が進んでいないと考える。6年生では卒業式を行わないことになる。どのように村民にお知らせしていくのか。
 - a : 小中一貫教育を行う小中一体型校舎の建設は先の統合に向けた検討委員会答申で承認されている。部会の中に、学校運営部会(仮称)がある。その中で、小中一貫校及びその運営方針の案を作成し、建設委員会にかける。承認を得られれば、小中一体型校舎建設において小中一貫教育をどのように展開して行く意向か、建設委員会として役場HPや建設委員会回覧等で公表し理解を深めていきたい。建設委員会で6年生卒業式の慣行は維持すべきとなれば行ってもよい、ただし校内儀式行事の扱いとなると考える。
- ・ 併設校による小中連携は、選択肢の中にないのか。
 - a : 小中一貫教育を行う新しい場所に小中一体型校舎の建設を目指すことは、先の統合に向けた検討委員会で承認され答申している。本建設委員会はこれを目指して行われる。例えば現有の中学校校舎及びその敷地を活用・改修し、合同小学校を近くに(或いは離れた場所に)併設校舎を建設するという考えは、先の方針では建築できないという諸条件が重なった場合の二次案と理解しており、当初からの洗濯しに乗せるというものではない。
- ・ 部会に所属した際、部会の運営や日時の設定方法？
 - a : 次回の建設委員会で所属を決定したい
 - : 各部会には事務局があり日時の設定については調整する
 - : 部会の運営は部会代表に願います
 - : 部会案や要望が建設委員会に出され、そこで論議される。案を微調整する程度で承認されれば、当面は部会を開催する必要はないと考える(全体の所得状況の中で必要があれば開催いただく)。建設委員会で部会案の修正要望等が出された場合は、次回建設委員会に提案すべく第2回開催等をしていただく。また第1回部会及びそれ以前に、建設委員会委員以外の招集が必要とされる場合は、部会の判断で委員以外の方を招集して部会を開催していただく、部会によってさがでると考える。委員以外の招集については事務局と連携してほしい。委員以外の方の招集については、「協働による村づくり」の視点からも望ましいことと考えている。
- ・ 建設委員会及び部会の内容・話題について、村民への公表は？

a : 委員の方々が意見を持つために所属する団体の方と相談するのは当然のことと考える（例：保育園代表の方が、保育園関係者、保護者と話すことなど）。しかし、あくまでも方向性を見いだすための途中経過であるため、「方向性の決定、断言」のように村民に伝わってしまうのは、様々な誤解を生むものになってしまうので留意いただきたい。

建設委員会で論議・承認された内容事項は、建設委員会として役場HPや建設委員会回覧等で公表していきたい。

・建設時に義務教育学校を目指すのではない、小中校長1名ずつということを確認したい。

a : その通りです。小中校長1名ずついる小中一貫校ということですが。利根沼田には義務教育学校勤務の教員はいません。いきなり義務教育学校とするより、今までの小学校・中学校の連携教育を生かしながら、一貫教育を熟成させ、開校複数年立った後、学校目標実現上及び学校運営上、義務教育学校の教育システムの方がより効果的という判断となった際、転身していく展望も踏まえて考えています。

太田北の杜義務教育学校：校長1＋副校長1＋教頭2（学級数が大）

信濃義務教育学校：校長1＋副校長1＋教頭1

かわち学園義務教育学校：校長1＋副校長1＋教頭1

湯沢学園（小中一貫校）：小校長1＋小教頭1、中校長1＋中教頭1

学校教育法 第37条 教頭

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、それぞれ置かないことができる。

・施設方針部会（仮称）などは、学校施設に対する見識がないと論議そのものがないのではないか、酷ではないか

a : 予定表に先進校の視察計画を入れてある。群馬県内には概要校が少なく遠方に出かけていただくことになると思うが、部会所属の視点から先進校を見ていただきながら要望案を協議いただきたいと考えている。

・施設連携部会（仮称）にある保育園併設は、この建設委員会で話すことなのか
委員：村内にある保育園と小学校・中学校の位置は遠いので、保護者実感として大変だと感じている、一緒に考えていただきたいと思う。

（事務局：地区説明開示の要望もあった）